

平成 2 4 年 3 月議会定例会

東総地区広域市町村圏事務組合議会会議録

平成 2 4 年 2 月 2 4 日 開会

平成 2 4 年 2 月 2 4 日 閉会

東総地区広域市町村圏事務組合議会

平成24年3月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

平成24年2月24日（金）午後2時開会

日程第 1 開 会

日程第 2 議席の指定

日程第 3 副議長の選挙

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会議録署名議員の指名

日程第 6 議案の上程

議案第1号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について

議案第2号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について

議案第3号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について

議案第4号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第8号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

日程第 7 提案理由の説明

日程第 8 議案質疑

日程第 9 一般質問

日程第 10 討論・採決

日程第 11 閉 会

出席議員（８名）

1 番	宮川	雅夫	君	2 番	加瀬	竹二	君	4 番	林	一哉	君(遅参)
5 番	佐久間	茂樹	君	6 番	太田	將範	君	7 番	荻谷	進一	君
8 番	浪川	茂夫	君	9 番	川口	健男	君				

欠席議員

3 番 宮内 昭三 君

説明のため出席した者

管 理 者	明智	忠直	君
副 管 理 者	野平	匡邦	君
副 管 理 者	太田	安規	君
事 務 局 長	加瀬	孝之	君
事 務 局 参 事	鈴木	芳明	君
総 務 課 長	飯島	久也	君
施設整備課長	島田	重信	君
施設整備係長	大川	純一	君
庶 務 係 長	佐原	輝美	君

事務局出席者

書	記	岡本	浩一	君
---	---	----	----	---

午後 2 時開会

議長 宮川雅夫君	これより、平成 2 4 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員は、7 名でございます。 よって会議は、成立いたしました。 日程第 2、議席の指定でございますが、ここで新しく当事務組合議会議員になりました方々をご紹介します。 匝瑳市選出の荻谷進一君、同じく匝瑳市選出の浪川茂夫君、同じく匝瑳市選出の川口健男君、以上の方々でございます。 3 名の議員の議席は、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって、ただいまご着席のとおり指定いたします。 日程第 3、副議長の選挙を行います。お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮川雅夫君	ご異議なしと認めます。 よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。 お諮りいたします。指名の方法については、議長指名といたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮川雅夫君	ご異議なしと認めます。 したがって、議長が指名することに決しました。 東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に匝瑳市選出の荻谷進一君を指名いたします。 お諮りいたします。 ただいま議長が指名いたしました荻谷進一君を、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮川雅夫君	ご異議なしと認めます。 したがって、ただいま指名いたしました荻谷進一君が、東総地区広域市町村圏事務組合議会副議長に当選されました。 ただいま、副議長に当選された荻谷進一君が、議場におられます。 会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、当選の告知をいた

7 番 荏谷進一君	します。 荏谷進一君、副議長当選の挨拶をお願いいたします。 只今、御推挙いただきありがとうございます。慎んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。
議長 宮川雅夫君	ただいまの挨拶をもって、当選の承諾といたします。 議案説明のため、管理者、副管理者、事務局長ほか説明員の出席を求めました。 日程第 4、会期の決定でございます。本日限りといいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声多数あり)
議長 宮川雅夫君	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日限りと決しました。 日程第 5、会議録署名議員の指名を行ないます。 5 番佐久間茂樹君、6 番太田將範君の両名を指名いたします。 管理者より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 議案でございます。 配付漏れはありませんか。 (「なし」の声あり)
議長 宮川雅夫君	配付漏れなしと認めます。 日程第 6、議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 議案を、一括上程いたします。 職員により、議案の朗読をいたします。 (書記飯島久也君、議案朗読)
議長 宮川雅夫君	議案の朗読は終わりました。管理者より挨拶を兼ねまして、議案第 1 号から議案第 7 号について提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	本日ここに、平成 24 年 3 月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。 また、ただいまの選挙により当選されました匝瑳市の荏谷副議長には、まずもって祝意を表したいと思っております。おめでとうございます。

	平成２３年度も残すところ、あと１か月余りとなりました。 昨年３月１１日発生した東日本大震災から間もなく１年となります。 依然として続く放射能等の問題、その早期終息を願うとともに、一日も早い復興のため、これからも努力してまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願い致します。 さて、当組合も皆様方のご理解とご指導をいただき、各種事業を展開しておりますが、ここで、当組合の近況についてご報告させていただきます。 まず「銚子連絡道路」について申し上げます。 現在は横芝光インターチェンジから匝瑳市間及び飯岡バイパスから銚子市三崎町間の地元協議及び用地交渉等が進められています。 先般、２月８日には銚子連絡道路の早期整備を図るため、国への要望活動を行ったところであります。 今後も地域の活性化・地場産業の発展を目指し、皆様方のご協力のもと、全線開通へ向けた要望活動を継続してまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。 続きまして、職員共同研修の実績でございますが、新任職員研修、管理監督者研修等７課程を実施し、延１９７名の参加となりました。 職員採用試験につきましては、昨年９月１８日に旭二中を会場に実施いたしました。 一般職上級等５団体１２職種の募集に対しまして、応募総数４１３名、当日受験者数３６９名の中から、採用予定者名簿登載数５８名という結果でございました。 続きまして、ごみ処理広域化事業についてご報告いたします。 現在、銚子市野尻町地区を広域ごみ焼却施設の建設候補地としており、候補地周辺に在住する住民の理解を得ることを最優先に考え、説明会や意見交換会、先進施設見学会などを実施し、地元１６町内会との基本協定の締結を目指して取り組んでいます。 これまで、建設候補地の地先である野尻町をはじめ計９町内会と基本協定を締結することができました。 今後も引き続き、地元住民の理解を得ることに努め、地元町内会との協定締結を目指して取り組んでまいります。 ３市の既存施設が老朽化する中で、一日も早く新たな施設建設が実現できるよう努めてまいります。 特に焼却施設の建設につきましては、場所の選定から運営に至るまで、構成３市の協力や議会、住民の合意形成が不可欠であり、慎重かつ積極的に進めなければならないものと考
--	---

	えております。 このようなことから議員の皆様のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。 以上、状況をご報告させていただきました。今後も銚子市・匝瑳市・旭市と連携を深め共同処理業務を推進し、東総地区の均衡ある発展・振興を目指してまいりたいと考えますので、皆様方の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。 続いて、本議会に提案いたしました、各議案の提案理由を申し上げます。 本日、ご審議いただく議案は8件でございます。 議案第1号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算についてであります。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ5千33万5千円と定めるもので、平成23年度と比較し33万5千円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、人事異動に伴う人件費の増額によるものであります。 議案第2号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてであります。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4千167万9千円と定めるもので、平成23年度と比較し1億7千122万1千円の減額となります。 主なものとしては、6月に満期となる国債運用分の基金のうち、3億3千534万4千円を繰り入れ、構成市出資金の返還等に充てるものです。 事業内容としましては、中学生海外派遣研修事業、職員共同研修事業等でございます。 議案第3号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算についてであります。 歳入歳出予算の総額をそれぞれ7千万円と定めるもので、平成23年度と比較し900万円の増額となっております。 増額の理由といたしましては、施設建設費における委託料及び補助金の増によるものであります。 議案第4号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号についてであります。 既定の歳入歳出予算額6千100万円に対し、1千260万円を減額し補正後の歳入歳出予算総額を4千840万円と定めるものであります。 減額の理由といたしましては、施設見学会等の事業縮小及び最終処分場候補地に関する、委託業務の見送りによるものであります。 議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職
--	---

	員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 現在非常勤特別職の旅費について、千葉県内の市町村又は茨城県鹿嶋市、潮来市若しくは神栖市以外へ旅行した場合には日当を支給しておりますが、昨今の道路網の発達や、経費節減の観点から、公用車又は借上げ自動車を使用して旅行した場合には、日当を支給しないようにするものです。 併せて、報酬の支給方法、及び委員会委員への報酬について、規定整備を行おうとするものです。 議案第 6 号 東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。 議案第 5 号の非常勤特別職の旅費と同様、一般職の職員についても、公用車又は借上げ自動車を使用して旅行した場合には、日当を支給しないようにするものです。 議案第 7 号 千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。 当該組合の構成団体であります、銚子市及び松戸市から平成 24 年 4 月 1 日から共同処理の追加依頼があったことに伴い、規約の一部改正について協議を求められたものであります。 議案第 8 号につきましては、後ほど提案理由を述べさせていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。 以上、議案第 1 号から第 7 号まで提案理由を述べさせていただきましたが、詳細につきましては事務局より内容説明をいたしますので、慎重なご審議のうえ、ご賛成いただきますようお願い申し上げます。
議長 宮川雅夫君	続いて、議案第 1 号から議案第 7 号についての補足説明をさせます。 事務局長 加瀬孝之君
事務局長 加瀬孝之君	議案第 1 号から第 3 号は、平成 24 年度当初予算についてでございます。 平成 24 年度の 3 会計予算の総額は、4 億 6 千 2 0 1 万 4 千円で、対前年度比で 1 億 6 千 1 8 8 万 6 千円の減となっています。 これは、主にふるさと市町村圏基金に係る構成市出資金の償還額が少なくなったことによるものでございます。 平成 24 年度東総地区広域市町村圏事務組合予算書の 3 ページを御覧下さい。 まず、一般会計歳入歳出予算でございます。 一般会計予算は、組合議会費、施設整備課職員を除く職員

	の人件費、管理費、事務費、企画費並びに監査委員費を計上しております。 平成２４年度東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算、平成２４年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般会計予算は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５千３３万５千円と定める。 第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。 第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は１００万円と定める。平成２４年２月２４日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者 明智忠直 １１ページを御覧下さい。 歳入でございますが、１款１項１目 総務費負担金は、本年度予算額４千７３７万７千円、前年度と比較して７７万９千円の増で、この主な理由としましては、２款繰越金の減によるものと、歳出において、人事異動に伴う人件費の増等があったことによるものです。 なお、構成市の負担金割合は、均等割３０パーセント、人口割７０パーセントで、市別の内訳は、説明欄に記載しておりますが、鉾子市が前年度と比較して４万７千円増の１千７７４万円、旭市が前年度と比較して５９万３千円増の１千７５２万６千円、匝瑳市が前年度と比較して１３万９千円増の１千２１１万１千円となります。 ２款１項１目 繰越金は、本年度予算額２９３万６千円、前年度と比較して４４万４千円の減でございます。 ３款１項１目 雑入は、前年度と同額の２万２千円で、これは職員採用試験合同実施に参加する一部事務組合からの負担金収入を見込んだものです。 以上、歳入合計は、５千３３万５千円で、前年度と比較して３３万５千円の増でございます。 １２ページから１４ページまでの歳出でございますが、主な事項をご説明いたします。 １２ページをご覧下さい。 １款 議会費ですが、本年度予算額３２万７千円で、組合議員に対する報酬等でございます。前年度と比較して、１０万８千円の増となっておりますのは、隔年で実施している議員視察研修に係る自動車借上料等の経費を見込んだためでございます。 ２款 総務費は、４千９００万８千円で、前年度と比較して、１３万円の増となりました。 内訳としましては、１項１目一般管理費の２節給料、３節職員手当等、１３ページの４節共済費は、施設整備課職
--	---

	員を除く職員５人分の人件費でございます。 引き続き１３ページですが、８節報償費１０万円は、職員採用試験における作文の採点を県北総教育事務所の指導主事に依頼しており、それに対する謝礼金です。 １３節委託料９９万１千円は、職員の定期健康診断や浄化槽管理、庁舎警備等、一般管理に係る業務を委託するものです。 １４ページを御覧下さい。 １９節負担金、補助及び交付金ですが、これは、公平委員会や非常勤職員の公務災害補償事務を共同処理してもらうための負担金や、広域行政関係団体への負担金を計上しています。また、今回、これまで地域振興の情報収集等を図るため、財団法人地域活性化センターに加入し、負担金を支出しておりましたが、同センターには、構成市３市も加入しており、事務組合が退会してもこれまでと同様、必要な情報等は入手できることから、見直しを行い、平成２３年度をもって退会することといたしました。これにより年会費１４万円を削減いたします。 ２目 企画費は７３万９千円で、主な支出は、組合広報紙の印刷製本費です。 ３款１項１目 予備費として１００万円を計上しております。 以上、歳出合計は、５千３３万５千円で、前年度と比較して３３万５千円の増となっています。 ２５ページを御覧下さい。 ふるさと市町村圏事業特別会計は、ふるさと市町村圏基金の預金利子等を財源として、職員共同研修、中学生海外派遣研修、銚子連絡道路の整備促進に向けた働きかけ等の経費を計上しております。 平成２４年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算、平成２４年度東総地区広域市町村圏事務組合の東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３億４千１６７万９千円と定める。 第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第１表歳入歳出予算による。平成２４年２月２４日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 ３３ページを御覧下さい。 歳入でございますが、１款１項１目利子及び配当金は、基金利子２６０万８千円で、その内訳は、ふるさと市町村圏基金の、国債運用している４億円分の利子として２６０万円、大口定期２口２千万円分の預金利子として８千円を見込んだものです。
--	--

	2 款 繰入金の 3 億 3 千 5 3 4 万 4 千円は、今年 6 月 2 0 日に償還となる国債運用分の基金を、各構成市の出資金の返還及び事業費に充てるものです。 3 款 1 項 1 目 繰越金は、本年度予算額 2 1 2 万 7 千円、前年度と比較して 7 0 万 7 千円の減でございます。 4 款 1 項 1 目 雑入は、中学生海外派遣研修における参加者負担金収入です。参加者一人当たりの負担額は、前年度と同額の 5 万円として計上しております。 以上、歳入合計は、3 億 4 千 1 6 7 万 9 千円で、前年度と比較して、1 億 7 千 1 2 2 万 1 千円の減となっています。 3 4 ページを御覧下さい。 歳出でございますが、主な事項を御説明いたします。 1 款総務費は 3 億 4 千 1 4 7 万 9 千円でございます。 1 項 1 目 一般管理費 3 億 3 千 1 2 7 万円は、基金の満期償還分を各市出資金の返還に充てるものです。 2 目 ふるさと振興費の 9 節旅費は、中学生海外派遣研修に係るもの及び職員共同研修での講師旅費であり、予算額は 6 5 4 万 4 千円で、前年度と比較して 3 9 万円の増です。 これは、中学生海外派遣研修において、昨今の状況から、燃油サーチャージの改定を考慮し、増額したものです。 1 9 節 負担金、補助及び交付金は、山武・東総地域広域幹線道路網整備促進期成同盟会への負担金 1 0 3 万 3 千円で、前年度との比較は、2 万円の増となっています。 2 款 1 項 1 目 予備費は昨年度と同様、2 0 万円を計上しております。 以上、歳出合計は 3 億 4 千 1 6 7 万 9 千円で、前年度と比較して 1 億 7 千 1 2 2 万 1 千円の減となっています。 最後に一般廃棄物処理事業特別会計でございますが、3 7 ページを御覧下さい。 平成 2 4 年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算、平成 2 4 年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計予算は、次に定めるところによる。 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 千万円と定める。 第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表 歳入歳出予算による。 第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0 万円と定める。平成 2 4 年 2 月 2 4 日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 4 5 ページを御覧下さい。 歳入ですが、1 款 1 項 1 目 衛生費負担金は、本年度予算 6 千 9 4 7 万 4 千円で、前年度と比較して 8 9 5 万 5 千円の
--	---

	増です。なお、構成市の負担金割合は、均等割 20 パーセント、人口割 40 パーセント、処理量割 40 パーセントで、市別の内訳は、説明欄に記載しておりますが、銚子市が前年度と比較して 355 万 5 千円増の 2 千 8 9 9 万 1 千円、旭市が前年度と比較して 344 万 9 千円増の 2 千 5 0 0 万 4 千円、匝瑳市が前年度と比較して 195 万 1 千円増の 1 千 5 4 7 万 9 千円となります。 2 款 繰越金は、予算額 52 万 5 千円、前年度と比較して 4 万 5 千円の増です。 以上、歳入合計は、7 千万円で、前年度と比較して、900 万円の増となっています。 46 ページを御覧下さい。 歳出でございますが、主な事項について御説明いたします。 1 款 1 項 1 目 清掃総務費 4 千 6 1 7 万円は、主に施設整備課職員 5 人分の人件費、旅費及び事務経費でございます。 47 ページを御覧下さい。 2 目施設建設費は、平成 24 年度に予定しております各種事業について、予算計上したものでございます。 予算額は 2 千 3 1 9 万 9 千円で、前年度と比較して、790 万 7 千円の増となっております。増額の主な理由は、これからのごみ処理広域化に関する計画の作成、また、焼却施設処理方式選定に係る支援業務等の委託料が増加したことによるものです。 1 節 報酬は、112 万 2 千円で、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会及び最終処分場用地選定委員会の委員報酬です。これは有識者、地元住民、構成市廃棄物減量等推進審議会等の会長の推薦を受けた方及び構成市環境担当課長からなる委員会を設置し、広域ごみ焼却施設建設計画に関する基本計画及び処理方式、また、最終処分場用地を選定していくための委員に対する報酬です。 広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会については 10 回、最終処分場用地選定委員会については 1 回を予定しています。 9 節 旅費 48 万円は、委員会委員の費用弁償等を見込んだものです。 11 節 需用費のうち、食糧費 40 万 2 千円は、地元住民施設見学会等の昼食代、飲物代等を見込んだものです。 13 節 委託料は 1 千 7 4 4 万 2 千円で、前年度と比較して 805 万 2 千円の増となっております。 委託業務の内容についてですが、一般廃棄物ごみ処理基本計画策定、ごみ処理施設整備基本構想策定に係る業務委託料については、平成 18 年 8 月に策定した現計画を見直した
--	--

	め、民間コンサルタントの支援を受けるものです。 循環型社会形成推進地域計画策定業務は、循環型社会形成推進交付金の交付を受けるための地域計画策定について、民間コンサルタントの支援を受けるものです。 焼却施設処理方式選定に係る支援業務については、広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会開催の際、民間コンサルタントによる専門的な助言等を受けるものです。 最終処分場用地選定に係る支援業務については、最終処分場の候補地選定にあたり、民間コンサルタントの専門的な支援を受けるものです。 また、焼却施設地元住民説明会等支援業務については、候補地周辺の地元住民に対し、引き続き住民説明及び意見交換会実施の際に専門的な事項に対応するため、民間コンサルタントの支援を受けるものです。 以上、6件の業務委託を予定しております。 14節 使用料及び賃借料99万2千円は、前年度と比較して139万円の減ですが、これは、地元協議会や地元住民の施設見学会、委員会視察の際のバス借上料と有料道路通行料等を計上したものです。 19節負担金、補助及び交付金についてですが、地元16町内会と広域ごみ焼却施設建設計画に対し、話し合いを実施することを文書化した基本協定を締結した後、ごみ焼却施設建設計画を進めるにあたり、地元住民に対する説明会や意見交換会を開催周知するチラシの配布等、より多くの住民に情報周知を図ることを目的に、各町内会の理解・協力を得るため、野尻町地区広域ごみ焼却施設地元町内会補助金として基本協定を締結した町内会で構成される野尻町地区広域ごみ焼却施設建設計画対策協議会に加入した各町内会に対し、支給するものです。 補助金の額については、同様の目的で運用されています銚子市の町内嘱託員制度を参考として見込んでいます。 48ページをご覧ください。 2款予備費は、63万1千円を計上しています。 以上、歳出合計は、7千万円で、前年度と比較して900万円の増でございます。 次に議案第4号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合補正予書の3ページを御覧下さい。 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号、平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理事業特別会計の補正予算第1号は、次に定めるところによる。
--	--

	第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千260万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千840万円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成24年2月24日提出、東総地区広域市町村圏事務組合管理者明智忠直 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計歳入歳出補正予算につきましては、今年度の事業の進捗状況に合わせて、今後執行が見込まれない事務等について減額補正をしようとするものでございます。 4ページを御覧下さい。 歳入では、1款 分担金及び負担金と3款 繰越金を、歳出では、1款 衛生費を補正し、歳入歳出それぞれ合計1千260万円の減額補正を行おうとするもので、補正後の予算額は、4千840万円でございます。 8ページを御覧下さい。 歳入ですが、1款 分担金及び負担金は、1千663万7千円の減額で、補正後の予算額は、4千388万2千円です。 これは、構成市からの負担金で、説明欄に記載のとおりそれぞれ減額することにより、構成市の負担金額は、銚子市1千831万2千円、旭市1千579万3千円、匝瑳市977万7千円となります。 3款 繰越金は、前年度の決算から、403万7千円の増額を行い、補正後の予算額は451万7千円です。 以上、歳入合計では、補正しない款も含め、1千260万円の減額補正により、補正後の予算額は4千840万円です。 9ページを御覧下さい。 歳出でございます。主な事項について御説明いたします。 1款 衛生費は、補正前の6千47万5千円に対しまして、1千260万円の減額補正で、補正後の予算額は4千787万5千円です。 1目 清掃総務費は、補正前の額4千518万3千円に対しまして、旅費や有料道路通行料等、計9万9千円を減額し、補正後の予算額は4千508万4千円です。 2目 施設建設費は、補正前の額1千529万2千円に対しまして、1千250万1千円の減額で、補正後の予算額は279万1千円です。 1節 報酬は、補正前の額120万円に対しまして、10万8千円の減額で、補正後の予算額は10万2千円です。 これは当初、焼却施設処理方式選定委員会を10回開催する予定でしたが、ごみ焼却施設の地元住民の理解を得ることを最優先としていることから、開催時期を遅らせ、平成
--	---

	24年度から円滑に運営ができるよう、名称も東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会として、今年度1回の開催に見直しました。 9節 旅費については、委員会の開催回数を見直したこと等により、補正前の額38万3千円に対しまして、16万5千円の減額で、補正後の予算額は21万8千円です。 11節 需用費の食糧費については、補正前の額73万8千円に対して、44万5千円の減額で、補正後の予算額は29万3千円です。 これは、地元連絡会等の先進施設見学会、委員会の視察の実施が見込まれないこと、地元連絡会議等の人数と回数を見直したことなどにより、昼食代、飲物代について減額するものです。 13節 委託料は、補正前の額939万円に対して、868万6千円の減額で、補正後の予算額は70万4千円です。 当初、最終処分場候補対象地を選定、県の立地基準に基づいた最終処分場建設可能地域図を作成し、比較検討する業務を委託する予定でしたが、焼却施設建設に関する住民との合意形成の進捗を待って抽出作業に入る方針であることから、今年度の業務委託を見送ることといたしました。 同様に、最終処分場地元住民説明会等支援業務に関しても、焼却施設建設に対する理解を得ることを最優先としていることから見送ることといたしました。 また、焼却施設地元住民説明会等支援業務については、これまで6回の業務委託を行っているところです。 焼却施設の処理方式選定に係る支援業務につきましては、広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会の開催と併せ、1回を見込み減額といたしました。 14節 使用料及び賃借料は、補正前の額238万2千円に対して、157万円の減額で、補正後の予算額は81万2千円です。 これは、地元住民施設見学会及び地元連絡会等の視察について、これまでの実績及び今後の見込みから減額としました。 以上、歳出合計は、補正しない款も含め、1千260万円の減額により、補正後の予算額は、4千840万円でございます。 続きまして、議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。 これまで当事務組合では、非常勤特別職の費用弁償及び一般職の職員の旅費につきましては、宿泊した場合及び、千葉県内の市町村及び茨城県鹿嶋市、潮来市、神栖市以外へ旅行
--	---

	した場合については日当を支給してきました。 しかしながら、昨今の道路網の発達等により旅行自体が容易になっていることや、経費節減の観点から、宿泊した場合を除き、公用車又は借上げ自動車を使用して旅行した場合は、日当を支給しないように改正するものです。 あわせて、報酬の支給方法及び額についても所要の規定の整備をいたします。内容は、ごみ処理広域化推進事業において、東総地区広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会を設置することに伴い、日額による報酬の支給方法、職員等が委員を兼ねた時の報酬の重複支給の禁止及び委員の報酬の額について定めようとするものでございます。 施行日は、公布の日から、ただし、日当の支給にかかる部分については平成２４年４月１日からでございます。 本文の朗読は省略させていただきます。 続きまして、議案第６号 東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。 これは、議案第５号との関連で、一般職の職員についても、非常勤特別職と同様、公用車又は、借上げ自動車を使用して旅行した場合については、日当を支給しないよう改正しようとするものです。 施行日は平成２４年４月１日でございます。 本文の朗読は省略させていただきます。 続きまして、議案第７号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、御説明いたします。 千葉県市町村総合事務組合は、地方自治法に基づき設立された一部事務組合で、県下５４市町村と３８一部事務組合及び１広域連合を構成団体とし、常勤職員に対する退職手当の支給等、当該組織団体に係る１５の業務を共同処理しております。 今回の協議は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である銚子市から「公平委員会に関する事務」、松戸市から「議会の議員その他非常勤の職員の公務上の災害及び通勤による災害に対する補償」、「非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償」について、平成２４年４月１日から共同処理の追加依頼があったことに伴い、同組合規約中、共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定を改正するため、構成団体である当組合に協議があったものです。 改正後の規約の施行期日は平成２４年４月１日でございます。 本文の朗読は省略させていただきます。 議案第１号から議案第７号についての補足説明は以上で
--	---

	す。 よろしくご審議をお願いいたします。 地方自治法第 117 条の規定により、議案第 8 号に関係いたします浪川茂夫君の退席を求めます。 (浪川茂夫君退場)
議長 宮川雅夫君	議案第 8 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、提案理由の説明を求めます。 管理者 明智忠直君
管理者 明智忠直君	議案第 8 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてであります。 内容といたしましては、匝瑳市議会 12 月定例会において、新たな組合議員の選挙がございました。同時にこれまでの組合議員の辞職により組合監査委員が欠員となっているため、後任の組合監査委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。 私は、匝瑳市選出の浪川茂夫議員が人格識見ともに高く適任であると考え、ここに提案いたすものであります。 なにとぞご賛同くださいますようお願い申し上げます。
議長 宮川雅夫君	続いて、議案第 8 号についての補足説明をさせます。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	議案第 8 号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任についてご説明いたします。 当組合の監査委員については、組合規約により知識経験を有する者 1 人及び組合議員の内から 1 人の 2 人を選任することとされております。 このうち、組合議員である監査委員については、組合議員の辞職に伴い空席となっておりますのでその選任について同意を求めるものでございます。 提案内容につきましては、先程管理者から説明があったとおりでございます。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
議長 宮川雅夫君	提案理由の説明は終わりました。 浪川茂夫君の入場を許可します。 (浪川茂夫君入場)
議長 宮川雅夫君	これより、議案第 1 号から議案第 7 号を一括議題とし、質

7 番 荻谷進一君	疑に入ります。 質疑を行う前に予め申し添えます。 質疑は一括質疑方式で、1 人 3 回までとなっております。 又、質疑については、議案の範囲とし、円滑な議事運営ができますようご協力をお願いいたします。 質疑ありませんか。 7 番 荻谷進一君
7 番 荻谷進一君	議案第 3 号、4 6 ページから 4 7 ページについて質問させていただきます。先程、局長説明の中でありました 1 3 節の委託料であります。委託料の説明の中で 1 点目として住民説明会等委託業務費がありまして、その後、1 9 節の説明の中で同じような内容の説明があつて、なぜ科目が別になっているのか、明確にしていきたい。 次に、基本構想とごみ処理基本構想の委託料ということで、一括で 1, 7 0 0 万弱を見込んでおるわけですが、結局コンサルに競争入札等で委託業務をやるわけではありますが、これに関しまして、大体どの位見込んでいるのか。前回の事例があると思いますので、大体の予算額等がわかるかと思います。その中で、循環型社会形成等は前回も質問していますが、焼却施設の処理方式についての選定とあります。このことについて、全国的にも珍しく、千葉県の場合は、焼却方式を決めてから選定に入るという、いやな条例となつていまして、この辺を一度県と協議した上で、さも談合ありきの様な、形を決めてから予算を組んでやっていくという方式は、一般競争入札の原則とか、一般社会的な原則を考えると他方言的な検討が出来ないと思うんですが、そういうことを協議しないで、今回の委託料になると、業者を選定して、選定評価も何をやるかというのは明確ではないんですね、その辺を明らかにしていきたいと思います。 以上 4 点 1 回目の質問をお願いします。
議長 宮川雅夫君	荻谷進一君の質問に対する当局の答弁を求めます。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	始めの質問ですが、委託業務の中で焼却施設地元住民説明会等支援業務につきましては、具体的には、どこかの会場で地元住民の方に集まっていいただいて、全体で説明する時に、質疑応答の中で、専門的な質問等が出た場合、その場でコンサルタントの知識をいただくという事での業務を計上しています。 次に、1 3 節、委託の内容、個別の予算額はどうかということですが、当初予算の委託料について金額を記載していないのは、それぞれ入札を予定しておりますが、ここで額をお

議長 宮川雅夫君 7 番 荻谷進一君	示ししてしまうと、予定価格が類推されてしまい、あえてここでは表示しない様なやり方を踏んでいますので、ご理解を頂ければと思います。もちろん、入札の方法等については勉強し、なるべく経費節減という形で業務はやっていきたいと思しますのでご理解をよろしくお願いします。 処理方式の選定の際に、方式を選定してしまうと談合の恐れがある事でのご質問ですが、確かに千葉県は、独自で環境アセスに入る前に焼却方式を決めた上でないと手続きに入れません。 以前、大手プラントメーカーが、談合をしていたのではないかという、公正取引委員会の事例が出たことは私も承知しています。その対策として国を初め、自治体においては、入札制度も、一般競争入札から総合評価方式を導入してきているということでもございますし、また、発注する事務局としても専門知識を得られるよう委員会におきましても、学識経験者を複数委員になっていただいたり、そういった努力をして、談合について排除というか、そういった形にならないよう、今後気にしながらやっていきたい。そう思っております。 以上です。 7 番 荻谷進一君 先程の説明の中では、焼却場に係る住民説明会と業者に対する説明がなかったので確認したわけであります。その点ご理解願います。 説明会等の流れの中で、一つ確認したいのは、先程管理者より、基本合意がなされたということで、私は、基本協定の内容は見ていないんですが、基本的に話を進めるという流れで、まだ用地が決定したわけではないと思うんですが、基本協定の内容を再度確認させていただきたい。 先程、局長から説明がありました方式についてでございますが、結局、方式を決めるとメーカーが決まってしまう、その段階でメーカーが、例えば、方式によっては1社か2社という場合があるわけであります。その場合一般競争にならないわけであります。そうしたことを局長は、理解して発言しているのか、再度確認させてください。又、その方式によっては、循環型の形成にかかわる方式によっても選定の流れも変わりますから、これは、業者は個別で全部入札を出すのか、先般、価格が明示されると入札が漏れるという話でございましたが、前回、旭で計画した時の資料を私見させていただいています。資料を見ますと、コンサル会社が、全国どこにもあるような資料で、一部地元にあった部分を付け加えただけの資料で、そんなに濃いものではない。そういうものに1,700万円をかける。どこまで、どういう内容でかけるかわ
----------------------------------	--

	かりませんが、もっと予算を縮小しても良いと思う。局長が言うように、予算が、表立ってまずいということで極力絞りたいということであれば、こんな予算は組む必要はないと思う。前回の資料を見てもほとんど他の市町村と同じ内容で、コンサル会社を調べると、前回問題になった成田市の選定業者と思うが、そういう件がありますので、十分注意していただかないと公平性がない。 それから、選定の資料が出た段階で、事務局、管理者、各市首長で進めるわけですが、議会に明示して、議会の承認を得るのか、その点を確認させて下さい。以上です。
議長 宮川雅夫君	荻谷進一君の再質問に対する当局の答弁を求めます。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	荻谷議員の質問にお答えいたします。 基本協定の内容ですが、基本協定は今後のごみ処理や施設整備に係る計画の策定であるとか、処理方式の選定作業といった、施設の建設工事を着工する前までの、建設候補地の周辺に住んでいる皆様が心配する問題点について、今後計画や対策を進めて行って良いかという内容です。基本協定を結んでいただいたことによって、野尻町地区候補地で焼却施設を造る計画を進めて良いか、ということで説明をして地元住民の方に協定を結んでいただいています。 次に、焼却方式を決めるとメーカーが決まってしまうのではないかとありますが、焼却方式について、単独ということではなく、複数社あるということで、それを認識した上で、入札対策、談合対策を取ろうと考えています。 委託業務で個別に入札するのかどうかということですが、関連した業務については一括で出来るものについては、一括入札の方法もとれますので、そういった事も含めながら、経費節減ということで進めて行きたいと思います。 議会の承認について、焼却方式を決めるにあたりましては、専門委員会を設けて、諮問に対する答申をいただき、議会には説明をさせていただきたいと考えています。
議長 宮川雅夫君	7 番 荻谷進一君
7 番 荻谷進一君	最後の質問ですと、説明をさせていただきたいということですが、議会の承認はとるのか、とらないのか確認をさせてください。説明だけでは各議会にも説明はつきませんし、首長が各市へ帰って議会の承認を得るのですか、それともこの議会で承認を得るのですか。その辺の指示方針だけは明確にさせた方がよろしいかと思います。そうでないと事務局、管理者が責任を負うことになりますよ。各議会の議員も心配し

	ています。その辺を明確にして頂きたいと思います。 先程の方式に関してですが、事務局では調べていないと思いますが、どれだけの方式があって、どれだけの選定の手法があるかという事が把握されていないと思う、これから選定業務をお願いするわけですから、用地の件では、銚子市の野平市長始め大変ご苦労されているのは理解するところではありますが、これから、進んでいく段においては、各地元地域住民の理解を求めるにあたり、方式に関してもつつこまれた質問がされるかと、私は懸念しています。当議会が前もって予防的に対策した方が良いのではないかというのが、私の見解であります。そういう意味も含めまして、この機種選定方式に関しましては、改めて首長さん始め事務局も再度詳細な確認をした上で、その方式等の委託業務をしていただいた方がよろしいかと思います。その辺はいかがか。 先程、16町内会の内、9町内会と締結されたということで、管理者始め大変ご苦労されているのは理解するところであります。その中で、全部の締結が終ってから話を始めるのか、それとも聞くところによると、半分以上いただいたということでございます、その時点で始めるのか、その辺のポイントをお聞かせいただければと思います。最後の質問でございます、内容によっては確認だけはさせていただきます。 よろしくをお願いします。
議長 宮川雅夫君	荻谷進一君の再々質問に対する答弁を求めます。
議長 宮川雅夫君	ここで10分休憩いたします。 (休憩) 3 : 15 ~ 3 : 25
議長 宮川雅夫君	休憩前につづき、会議を開きます。 荻谷進一君の再々質問に対する答弁を求めます。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	荻谷議員の質問に対しまして、答弁いたします。 議会の承認を得ないのかということについてですが、議会の議決事項ではございません。次に機種選定の件ですが、これから有識者の検討委員会を設けまして、その中で焼却方式の選定を事務局から諮問し、委員会で検討していただいて、答申を貰うという形で進めて行く予定としています。答申をいただいた中で、検討していきたいということで、ご理解をお願いしたいと思います。 次に、全ての町内会と基本協定を結んでから、その先に進むのかというご質問ですが、まず、考え方としては、全ての町内会と基本協定を結ぶつもりで説明をしています。現実的

	に全町内会と結べるのかどうかというところでは、難しい部分があるのではないかと考えています。ただ、現在のところ野尻町や小船木町といった、地先の町内会とは協定を結んでいます。 また、現在16町内会の内9町内会と協定を結んでいます。世帯数で見ますと、全体で1,600世帯の内8割の世帯が基本協定を結んでいる町内会に入っています。具体的な数字は言えませんが、ある程度のところで検討委員会の開催を進めていきたいと思っています。ただ、それにあたりましてもまだ結んでいない町内会についても、引き続き説明をいたしまして基本協定を結べるように、説明をしていきたいと思っています。以上です。
議長 宮川雅夫君	7番 荻谷進一君
7番 荻谷進一君	いずれにしても、先程答弁が無くて後ほどという事ですが、それについては、精査してもらいたい。議会に諮らないで、先に話が進むことだけは避けていただきたい。それは、議長を含めてよろしくお願いします。以上です。
議長 宮川雅夫君	ほかに質疑ありませんか。 6番 太田將範君
6番 太田將範君	先程、荻谷議員と重複する部分もありますが、昨年予算の中で委託料939万円が上程され、使わないということで話がありましたが、この1,700万円の内939万円を除いた部分が新しい事業と考えてよいのか。 この予算全体の中で、これだけの予算を付けた人件費を取っているわけですから、これだけ委託を出すというのは、考えられないと思う。自分たちの頭で考えられないというのは、大きな問題があると思う。この件について、お答えいただきたいと思っています。
議長 宮川雅夫君	太田將範君の質問に対する答弁を求めます。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	太田議員の質問に対して、お答えさせていただきます。 24年度委託料の中で、基本計画、基本構想の策定については、24年度新しく計上したものでございます。23年度から24年度に計上しなかったものは、最終処分場建設可能地域図作成及び候補対象地比較検討業務でございます。 次の質問でございますが、当組合は、事業は所管しておりません。どうしても委託料、人件費の割合が大きくなってしまいうのは、性質上やむを得ないと思っています。以上です。

議長 宮川雅夫君	6 番 太田將範君
6 番 太田將範君	事業にかかわっていないと言っていますが、この中身を見ますと、こういう委託をしますよということだけで、どういう考えで委託するということが、まったく書いていない。何を委託するのか明確ではない、ものすごく曖昧なものを委託する形である。それで賛成してくれというのは、無理ではないかと思うがいかがか。
議長 宮川雅夫君	太田將範君の再質問に対する答弁を求めます。 事務局長
事務局長 加瀬孝之君	委託の内容につきまして、先程補足説明で、6つの業務を説明させていただきました。基本的には、当組合では専門知識がありませんので、専門知識のアドバイスを受けるために、専門職の助言をいただくという趣旨なので、ご理解をいただきたいと思います。
議長 宮川雅夫君	ほかに質疑ありませんか。 8 番 浪川茂夫君
8 番 浪川茂夫君	先程、苅谷議員の質問で、処理方式について議会の承認は必要ではないというような答弁があったわけですが、この事業に入った時に莫大な予算を各構成団体が負担をするわけですね、そうしますと我々もその時まで議員をやっているかどうかわかりませんが、それぞれの市へ持ち帰って、こういう処理方式でこのように頼んでいるということを、ただ単なる事務局の報告だけで済ませるわけにはいかないということをご理解いただきますので、規定上は承認を受けることはできないということですが、管理者にお尋ねさせていただきます。その辺の配慮をいただきたいと思いますが、いかがですか。
議長 宮川雅夫君	管理者 明地忠直君
管理者 明智忠直君	今回の24年度予算書の委託ということで、処理方式についても支援業務委託という中で、検討を加えて行く段階でありますし、それが、どういう処理方式でいくつあるのか、詳しく勉強していないので、その委託先のアドバイスを受けながら、検討委員会も進めて行くと思います。その状況により煮詰まりつつある状況になった場合、議員の皆様方にも説明し、理解を求めたいと思います。今の段階では、先がどういう状況になるかわからないところでありますので、とりあえず、24年度予算に載せてあるということでご理解を頂けれ

議長 宮川雅夫君	ばありがたいと思います。 8 番 浪川茂夫君
8 番 浪川茂夫君	匝瑳市もご承知のとおり、老朽化した施設であります。一日も早い完成が望まれるわけでございますので、やはり、そういう中で疑問を抱かないように。建設になれば予算の承認ということがあるわけで、処理方式も含め関連してくるわけです。管理者が言うように我々議員も良く理解するように説明をいただきたい、できれば議会に諮っていただきたい、そのように要望いたします。答弁は結構です。
議長 宮川雅夫君	ほかに質疑ありませんか。 (「質疑なし」の声多数あり)
議長 宮川雅夫君	これをもって質疑を終結いたします。
議長 宮川雅夫君	地方自治法第 117 条の規定により、議案第 8 号に関係いたします浪川茂夫君の退席を求めます。 (浪川茂夫君退場)
議長 宮川雅夫君	次に、議案第 8 号を議題とし、質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (「質疑なし」の声多数あり)
議長 宮川雅夫君	質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終結いたします。 浪川茂夫君の入場を許可します。 (浪川茂夫君入場)
議長 宮川雅夫君	日程第 9、一般質問を行います。予め申し添えます。 一般質問については、一括質問とし回数は 3 回までとなっておりますので円滑な議事運営ができますよう御協力をお願いいたします。 それでは、通告の順番により発言を許します。 6 番 太田将範君
6 番 太田将範君	一般質問を行います。ごみ処理場建設の基本構想とごみ処理広域化基本構想が、18 年 8 月に出来ているわけですが、その後、5 年間経ってどうなっているのか、私、議員をやっ

	ていてあまり良く解らない、そういうことで事務局に、この間の3市のごみ問題について、いくつかの点で資料の公開をお願いしてあります。まず、この間、政治状況、経済状況が大きく変化しております。そしてまた、今年の3. 11の原発処理でごみ問題が、非常に注目されてきているというのが、社会の状況であろうと思います。構成3市の次の項目についての数値ですが、16年までの資料は基本計画に出ています、接続する意味で17年から最近の資料、いくつかお願いしてありましたが、今日配付できますか。人口動態、ごみの総排出量、ごみ焼却量、焼却率、ごみ焼却残渣の量、その比率、資源化量、資源化率、最終処分場に埋め立てた量、その数値をお願いしてあります。構成市のごみの特徴があれば説明して頂きたいと思います。各構成市では、どのような減量化をやっているか、3月から議論をしていますが、減量化を今やられていると思いますが、その結果どうなっているのか、どういう施策が行われているのか紹介して頂きたいと思います。ごみの質の問題で、生ごみが何%、プラスチックごみがどのくらいあるのか、構成3市の資料があれば、明らかにしてもらいたいと思います。 次に、ごみ事業というのは大変幅も広く、種類が多いということから、各家庭ごみを分別して、それを回収し、資源化するのか、あるいは焼却し、焼却灰は最終処分場に埋め立てるとい、今まではそのサイクルで各構成市で行われていると思うんです。旭市で、今、困っているのは、最終処分場が平成30年で満杯となるということで、この問題が一番困っているということです。最終処分場の問題につきましては、各構成市でどの位の寿命があるのか、この辺の説明と、新しく最終処分場を、東総広域事務組合がどのような形で事業を進めて行くのか、その進捗状況を説明してください。これが1回目の質問です。
議長 宮川雅夫君	太田将範君の質問に対する当局の答弁を求めます。 管理者 明地忠直君
管理者 明地忠直君	詳しい内容につきましては、事務局長より説明させますが、これまでの広域ごみ焼却場の必要性、経緯等質問が出ましたので、私の方から説明させていただきます。議員の皆様方に必要性、経緯を再度ご理解いただければありがたいと思います。ごみ処理広域化推進事業につきましては、銚子市、旭市、匝瑳市が互いに連携・協力して一般廃棄物処理施設を集約し、広域的に適正処理を行うことにより、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止及びマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの推進、集約化によるごみ処理コストの削減を図るものです。構成市におきましては、循環型社会を理

	念・目標とし、住民・事業者・行政が互いに連携を強化し、一体となつてごみの減量化に取り組むとともに、資源ごみが有効に再利用される社会を目指して取り組んでいるところですが、広域化に向けて、より一層循環型社会に近づけるよう、3市一体となつて取り組んでいきたいと考えております。詳しい質問の内容につきましては、事務局長から説明させます。
議長 宮川雅夫君	事務局長
事務局長 加瀬孝之君	議長、ここで、答弁に係る資料を用意してございますので、配付の許可を願います。
議長 宮川雅夫君	資料の配付を許可します。
事務局長 加瀬孝之君	構成3市におけるごみの排出、処理及び処分状況について、平成17年度から平成22年度までの実績を示した資料と、平成18年度作成しました一般廃棄物ごみ処理基本計画を一部抜粋したものを配付させていただきました。 資料の1ページから2ページまでが構成市別のごみ処理経費です。3ページから4ページまでが構成市合計と構成市別の総ごみ排出量の実績です。5ページから7ページまでが構成市の焼却処理量や粗大ごみ、粗大ごみ以外の処理の実績です。8ページは構成市の中間処理後の資源化量の実績です。9ページから10ページまでは構成市別の焼却施設のごみ質です。11ページが構成市の最終処分の実績です。 主な項目について抜粋してご報告します。4ページをご覧ください。銚子市の総ごみ排出量について、平成18年度に策定しました一般廃棄物ごみ処理基本計画における平成22年度の将来予測 37,801 トンに対して、平成22年度の実績は 35,487 トンであり、比較しますと実績が 2,314 トン下回っています。同様に人口についても将来予測 73,519 人に対して、実績は 71,473 人であり、比較しますと実績が 2,046 人下回っています。 続いて、旭市の総ごみ排出量については、平成22年度の将来予測 25,423 トンに対して、平成22年度の実績は 24,253 トンであり、実績が 1,170 トン下回っています。人口についても将来予測 71,065 人に対して、実績は 69,749 人であり、実績が 1,316 人下回っています。 匝瑳市の総ごみ排出量については、平成22年度の将来予測 10,408 トンに対して、平成22年度の実績は 10,600 トンであり、実績が 192 トン上回っています。人口については将来予測 41,501 人に対して、実績は 40,451 人であり、実績が 1,050 人下回っています。1ページ前の3ページをご覧ください。

	さい。総ごみ排出量等について3市の数値を合計したものです。総ごみ排出量については、平成22年度の将来予測73,632トンに対して、平成22年度の実績は70,340トンであり、比較しますと実績が3,292トン下回っています。人口についても将来予測186,085人に対して、実績は181,673人であり、実績が4,412人下回っています。次に5ページをご覧ください。構成市における焼却処理量についてご報告します。銚子市の焼却処理量については、平成22年度の将来予測29,894トンに対して、平成22年度の実績は30,127トンであり、実績が233トン上回っています。旭市の焼却処理量については、将来予測19,002トンに対して、実績は19,916トンであり、実績が914トン上回っています。匝瑳市の焼却処理量については、将来予測8,573トンに対して、実績は9,053トンであり、実績が480トン上回っています。構成市の焼却処理量の合計については、平成22年度の将来予測57,469トンに対して、実績は59,096トンであり、比較しますと実績が1,627トン上回っています。以上主な項目についてのみご説明しましたが、その他の項目については資料配付をもって報告とします。 次に、減量化及び資源化に係る施策についてですが、3市ともに住民・事業者の排出抑制及び資源化への取り組みの促進のため、さまざまな施策を行っています。3市共通の主な取り組みとしては、ごみの減量化や分別に対する住民意識の高揚を図るため、ごみゼロ運動をはじめ、イベントや広報紙による啓発活動、施設見学会の受入のほか、生ごみの堆肥化による可燃ごみの減量化を促進するため、生ごみ処理機等の購入費に対する補助金交付等を実施しています。また、旭市と匝瑳市では、地域住民等による資源ごみの集団回収を奨励することを目的とした資源ごみ集団回収促進事業に対する奨励金交付や、不用品のリサイクル促進を目的とした情報コーナーの設置を実施しています。各市において取り組んでいるこれらの施策については、広域化に向けて、さらに効果的に実施できるよう、今後、構成市担当課長会議等による協議を進めて行きます。いずれにしましても、ごみ処理広域化推進事業を円滑に進めるため、構成市のごみ処理に係る現状や人口の推移、社会情勢を考慮し、来年度一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直しを実施する中で、ごみ排出量の将来予測及び減量化・資源化に係る施策についても併せて検討していきたいと考えています。 次に、構成市におけるごみ焼却施設のごみ質についてですが、ごみ質の分析調査は環境省の指導に基づき、3市ともに年4回実施しており、ごみピットから十分に混合したごみを約200kg以上採取して測定しています。平成17年度から22年度までの調査結果は、お手元に配付しました資料の9
--	---

	ページと10ページに示しています。ごみ質については、構成市により多少異なりますが、年度によっても変化がみられる状況です。このため、現在あるデータからは各市におけるごみの特徴を見いだすことは難しいのですが、ごみ質は、ごみ焼却施設を計画する上で重要な要素であり、焼却炉本体の能力をはじめ、ボイラー、排ガス処理設備、余熱利用等に大きく影響を及ぼすことから、今後も構成市のごみ質の状況を把握し、東総地区全体でのごみ質を推定した上で、新たな広域ごみ焼却施設の整備構想を検討していく予定です。 続きまして、3市の最終処分場の平成22年度末における残余年数についてご説明いたします。銚子市2年、旭市5年6か月、匝瑳市17年でございます。なお、銚子市においては、埋立て開始から23年が経過し、残容量が見込めないことから延命化に向けた地元住民との合意形成へ取り組んでいると伺っております。 それでは、当事務組合が取り組んでおります最終処分場に関する進捗状況についてご説明させていただきます。事務組合の方針としましては広域で新たに建設し、一元化して処理するとしております。具体的な候補地選定作業など着手してはおりませんが、今後、平成18年8月に策定した一般廃棄物ごみ処理基本計画、ごみ処理施設整備基本構想の見直しを行う中で、ごみの分別方法の統一、減量化対策等を勘案し、ごみの焼却処理量を予測することができます。また、焼却施設の処理方式の選定を行い、焼却灰等の埋立て量を予測することで最終処分場の規模や必要面積を検討し、候補地の選定作業に着手することとしております。以上です。
議長 宮川雅夫君	6番 太田将範君
6番 太田将範君	2回目の質問をさせていただきます。 銚子市内の西部16町内と協定を結ぶということになっていますが、この協定書の中に、この地域においては、最終処分場の計画はしないという約束が入っている。現在行っている八木の地域でも反対の陳情が銚子市に出ている。焼却施設の周りではほとんど計画できないのではないかと思います。そうしますと、銚子市内には、処分場と焼却施設を一括して造るということは、非常に大変なことになるのではと、私、心配しているのですが、広域の考えをお聞かせ下さい。 ごみの問題は、分別収集から始まって処分場まで大変長い行程があるわけですが、一体この事務組合は、どの程度まで事業を分担して行うのか、これが全く分からない。どのような構想をもっているのか、お聞かせ願います。以上です。
議長 宮川雅夫君	管理者 明地忠直君

管理者 明地忠直君	同一市において焼却施設と最終処分場の両施設を建設することは可能かということですが、これまでもごみ焼却施設や最終処分場、火葬場、墓地など、住民生活に必要な施設であつても総論ではご理解いただけるのですが、とりわけ立地問題になりますと、非常に厳しいご意見をいただいているところです。また、間もなく一年になろうとしております、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故が大きな影響をあたえているものと考えております。このような中で、現在、事務組合が取り組んでおりますごみ処理広域化推進事業に関しましても、建設に対する安全性が強く求められているところです。同一市内においてごみ焼却施設と最終処分場の両施設を建設することは可能かのご質問でございますが、構成３市のごみ処理施設の老朽化が顕著であり、圏域住民の生活環境の発展、向上のためには、なくてはならない施設であるとの思いから、一日でも早い実現を目指し、構成市と事務組合が一丸となって努力しているところです。 今後においても、地元銚子市の協力を得ながら、構成市首長、組合議会、圏域住民が一体となって、東総地区にふさわしい安全なごみ処理施設の完成を目指し、積極的かつ慎重に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。以上です。
議長 宮川雅夫君	事務局長
事務局長 加瀬孝之君	どの程度の事業を分担していくのかというご質問ですが、事業につきましては、一般廃棄物基本計画を見直す中で、これから決めていくことであると考えています。以上です。
議長 宮川雅夫君	6 番 太田將範君
6 番 太田將範君	焼却施設の建設についての、事業の進捗は進んでいるようですが、最終処分場についての事業の進捗は、特に進んでいない。これは、旭市としましては大変心配している。処分場が出来なくて、焼却場が出来ることのないよう要望します。
議長 宮川雅夫君	これをもって、太田將範君の一般質問を終結いたします。
議長 宮川雅夫君	日程第１０、議案に対する討論、採決を行います。 お諮りいたします。 この際、議案第１号から議案第８号の討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

議長 宮川雅夫君	(「異議なし」の声多数あり) ご異議なしと認め、採決いたします。 議案第1号 平成24年度 東総地区広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮川雅夫君	挙手、全員であります。 よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第2号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合東総地区ふるさと市町村圏事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮川雅夫君	挙手、全員であります。 よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第3号 平成24年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手多数)
議長 宮川雅夫君	挙手、多数であります。 よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第4号 平成23年度東総地区広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理事業特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮川雅夫君	挙手、全員であります。 よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。 続いて議案第5号 東総地区広域市町村圏事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮川雅夫君	挙手、全員であります。

議長 宮川雅夫君	よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第６号 東総地区広域市町村圏事務組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手、全員であります。 よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。 続いて、議案第７号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮川雅夫君	挙手、全員であります。 よって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。 地方自治法第１１７条の規定によって浪川茂夫君の退場を求めます。 (浪川茂夫君退場)
議長 宮川雅夫君	議案第８号 東総地区広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)
議長 宮川雅夫君	挙手、全員であります。 よって、議案第８号は、原案のとおり同意されました。 浪川茂夫君の入場を許可します。 (浪川茂夫君入場)
議長 宮川雅夫君	本日の議事日程は、すべて議了いたしました。 これにて、平成２４年３月東総地区広域市町村圏事務組合議会定例会を、閉会いたします。 本日はご苦労様でした。

午後４時０８分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東総地区広域市町村圏事務組合議会	議 長	宮 川	雅 夫
	議 員	佐久間	茂 樹
	議 員	太 田	將 範